

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第2 （第7条の3関係）		別表第2 （第7条の3関係）	
道路名	区間	道路名	区間
(略)		(略)	
一般国道 116号	柏崎市大字長崎字本合457番の2 から新潟市中央区出来島字居浦 <u>938番3</u> まで	一般国道 116号	柏崎市大字長崎字本合457番の2 から新潟市中央区美咲町1丁目 <u>1796番128</u> まで
(略)		(略)	

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。